

## 葉山町総合計画審議会連継部会設置要綱

### (目的)

第1条 第五次葉山町総合計画に位置付けた「連継」の推進に関し専門的な審議を行うため、葉山町総合計画審議会規則第6条に規定する部会について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び所管事項)

第2条 部会の名称は、連継部会とし、所管事項は、第五次葉山町総合計画に位置付けた連継に関する事項とする。

### (運営)

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

### (庶務)

第4条 部会の庶務は、政策課において処理する。

### (廃止)

第5条 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

(1) 当該専門の事項の調査が終了したとき

(2) 審議会でも部会廃止の決議がなされたとき

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。